

令和5年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(2) 地域資源としての活用

① 棚田地域の保全活動や、棚田オーナー制度など、交流活動の促進

(1) 事業目的

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水源かん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮しています。

この棚田地域の保全や利活用を促進する地域活動の支援を行っています。

(2) 取組状況

① 中山間ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な活動を支援します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農村整備課	0852-22-5151